※支給要件が「事実婚解消」の場合に記入する。

~~未婚の母子（父子）~~ 事実婚の解消に関する調書

※ 児童扶養手当は、あなたが現在いわゆる事実婚状態にある場合は支給されません。
以下の項目は、この点を確認するために申告していただくものです。

項　　目	内　　容
児童の父（母）の状況 （事実婚解消の場合、事実婚の相手との状況を記入）	氏　名 住　所
申請者に対する児童の父（母）からの定期的な生計の補助	1．あ り（月　　万円程度）　　2．な し
申請者と児童の父との交流の状況	1．定期的な訪問がある（月　　回）　　2．な し
その他参考事項	
※事実婚の解消を支給事由として申請される方は以下の欄も記入して下さい。	
同　居　の　有　無	1．あ り　　2．な し （同居の期間 年　月 から　年　月 まで 同居時の住所）

上記のとおり、相違ありません。

年　　月　　日

氏　名　　印

受付年月日	年　　月　　日	市町村担当者 氏　　名　　印

（注）申請者は記名押印に代えて署名することができます。

事 実 婚 解 消 申 立 書

母（父）	氏　　名	
	現　住　所	
事実婚の相手	氏　　名	
	事実婚のあった住所	
	事実婚の期間	年　月　日～　年　月　日
事実婚解消の理由	１．懐胎（カイタイ）時（妊娠時）の状況を書いて下さい ２．事実婚の解消に至った状況を書いて下さい	

上記のとおり事実婚を解消したことを申し立てます。

年　月　日

氏 名　　印

上記のとおり相違ないことを証明します。

年　月　日

民生(児童)委員　　住 所

氏 名　　印

① 事実婚の解消を理由として支給する場合
- 事実婚の期間、事実婚の状況、相手の状況、現在の状況と今後の見通し等を具体的に記載する。
- 現在は事実婚を解消し、母子家庭であることを証明するために必ず民生委員等第三者の証明を受ける。

② 離婚後前夫と居住していた場合
- 離婚した後も、前夫と同居を続けていた場合は、事実婚解消として請求する。

民生委員の方へ記入をお願いしてください。

事実婚についての調査書

年　　月　　日

民生委員氏名　　印

電 話 番 号

上記の事項についての調査結果は、以下のとおりです。

記

1　請求者　　住所

氏名

2　調査結果

（1）調査方法　　ア　家庭訪問　　イ　近所からの聞き取り

ウ　その他

（2）調査内容　　ア　家族の状況（　　）

イ　父親の訪問

・有り（月　　回）

・無し

・不明

ウ　父親からの連絡

・有り（月　　回）

・無し

・不明

エ　養育費、生活費の援助

・有り（月　　回）

・無し

・不明

オ　その他　特記事項（　　）

（3）事実婚についての意見

※事実婚とは

内縁関係の夫婦であって、戸籍上の届をしていないため、法律上の夫婦ではないが、社会通年上、当事者間に夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在する場合である。

また、事実婚は原則として同居していることを要件とするが、別居していても、頻繁に定期的な訪問、かつ、生計費の援助がある場合、あるいは母子が税法上の扶養親族の取扱いを受けている場合には、児童扶養手当上は、事実婚が成立しているものとして取り扱われている。

※申請者が、未婚で出産した場合や、事実婚解消を理由として申請する場合、または、受給者が妊娠した場合などに調査を依頼する様式です。

※場合によっては、「父親(母親)」を「交際相手」に読み替えてください。